

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

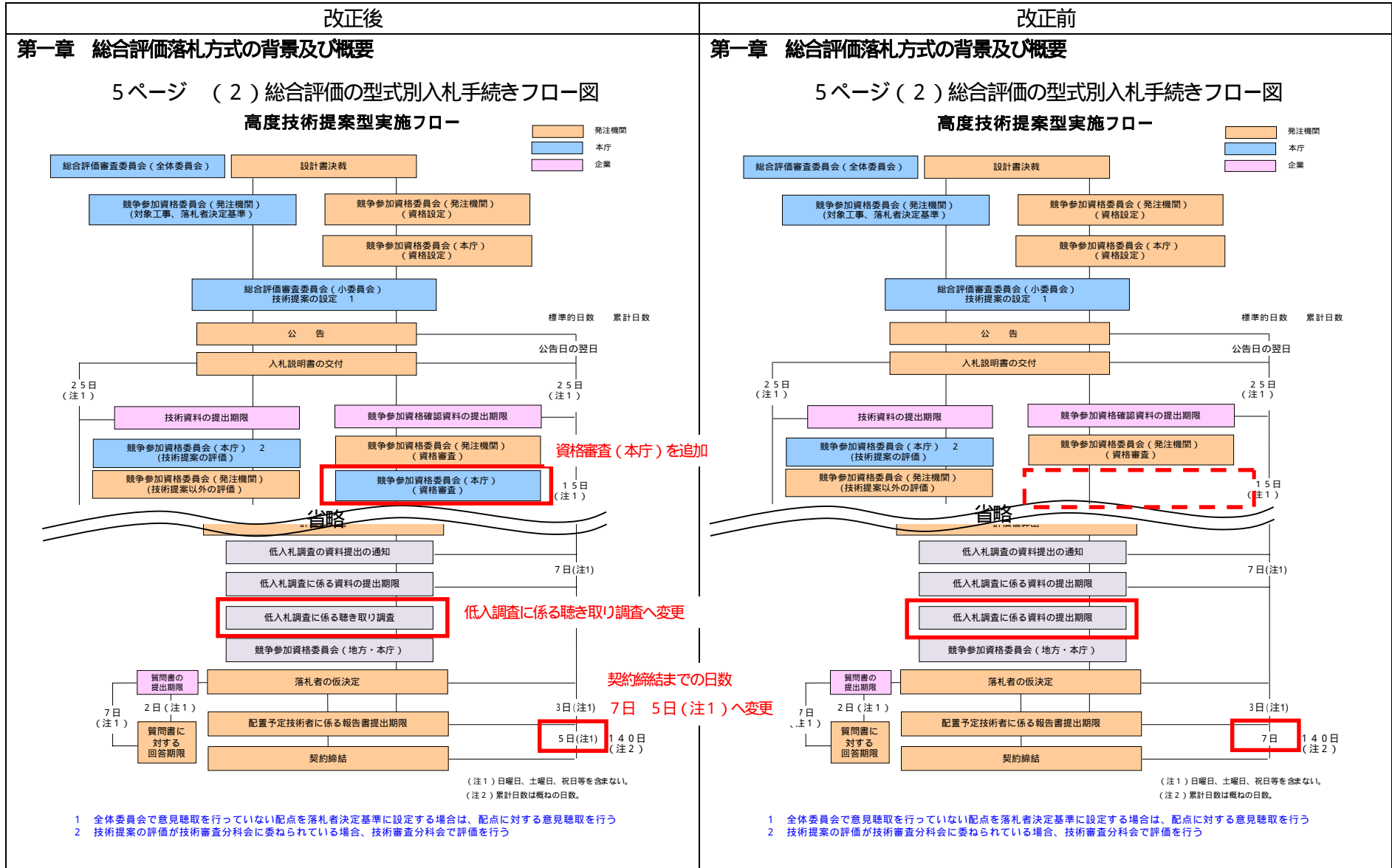
改正後						改正前					
第一章 総合評価落札方式の背景及び概要						第一章 総合評価落札方式の背景及び概要					
3ページ 1 - 4 総合評価落札方式の適用範囲						3ページ 1 - 4 総合評価落札方式の適用範囲					
令和6年度 長崎県総合評価落札方式の適用範囲						令和6年度 長崎県総合評価落札方式の適用範囲					
総合評価の型式	評価方式	金額	加算点	配分割合 (%)	適用	総合評価の型式	評価方式	金額	加算点	配分割合 (%)	適用
高度技術提案型	事前評価	WTO対象金額	30点	4:1:1	全工事	高度技術提案型	事前評価	WTO対象金額	30点	4:1:1	全工事
技術提案型	事前事後混在	3億円以上WTO対象金額未済	20点	2:3:5	全工事	技術提案型	事前評価	3億円以上WTO対象金額未済	20点	2:3:5	全工事
技術提案型	事前事後混在	2億円以上WTO対象金額未済	20点	2:3:5	施工難易度が高く、工夫の余地が大きい工事 (トンネル工事・橋梁(PC橋、鋼橋)上部 工事・ダム工事・海上工事等)	技術提案型	事前評価	2億円以上WTO対象金額未済	20点	2:3:5	施工難易度が高く、工夫の余地が大きい工事 (トンネル工事・橋梁(PC橋、鋼橋)上部 工事・ダム工事・海上工事等)
施工計画型	1型 事前事後混在	1億円以上3億円未済	10点	2:3:5	建築一式工事	施工計画型	1型 事前事後混在	1億円以上3億円未済	10点	2:3:5	建築一式工事
施工能力型	1型 事後評価	1億円以上3億円未済	10点	0:3:7	建築一式工事を除く全工事 (施工難易度が高く工夫の余地が大きい工事を除く)	施工能力型	1型 事後評価	1億円以上3億円未済	10点	0:3:7	建築一式工事を除く全工事 (施工難易度が高く工夫の余地が大きい工事を除く)
	2型 事後評価	7千万円以上1億円未済	3.5点	0:0:10	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事		2型 事後評価	7千万円以上1億円未済	3.5点	0:0:10	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事
	3型 事後評価	4,5千万円以上3億円未済	5点	0:3:7	土木一式工事		3型 事後評価	4,5千万円以上3億円未済	5点	0:3:7	土木一式工事
	3型 事後評価	1千万円以上3億円未済	5点	0:3:7	とび・土工(吹付)、舗装工事		3型 事後評価	1千万円以上3億円未済	5点	0:3:7	とび・土工(吹付)、舗装工事

技術提案型の評価方法
事後評価 事前事後混在へ変更

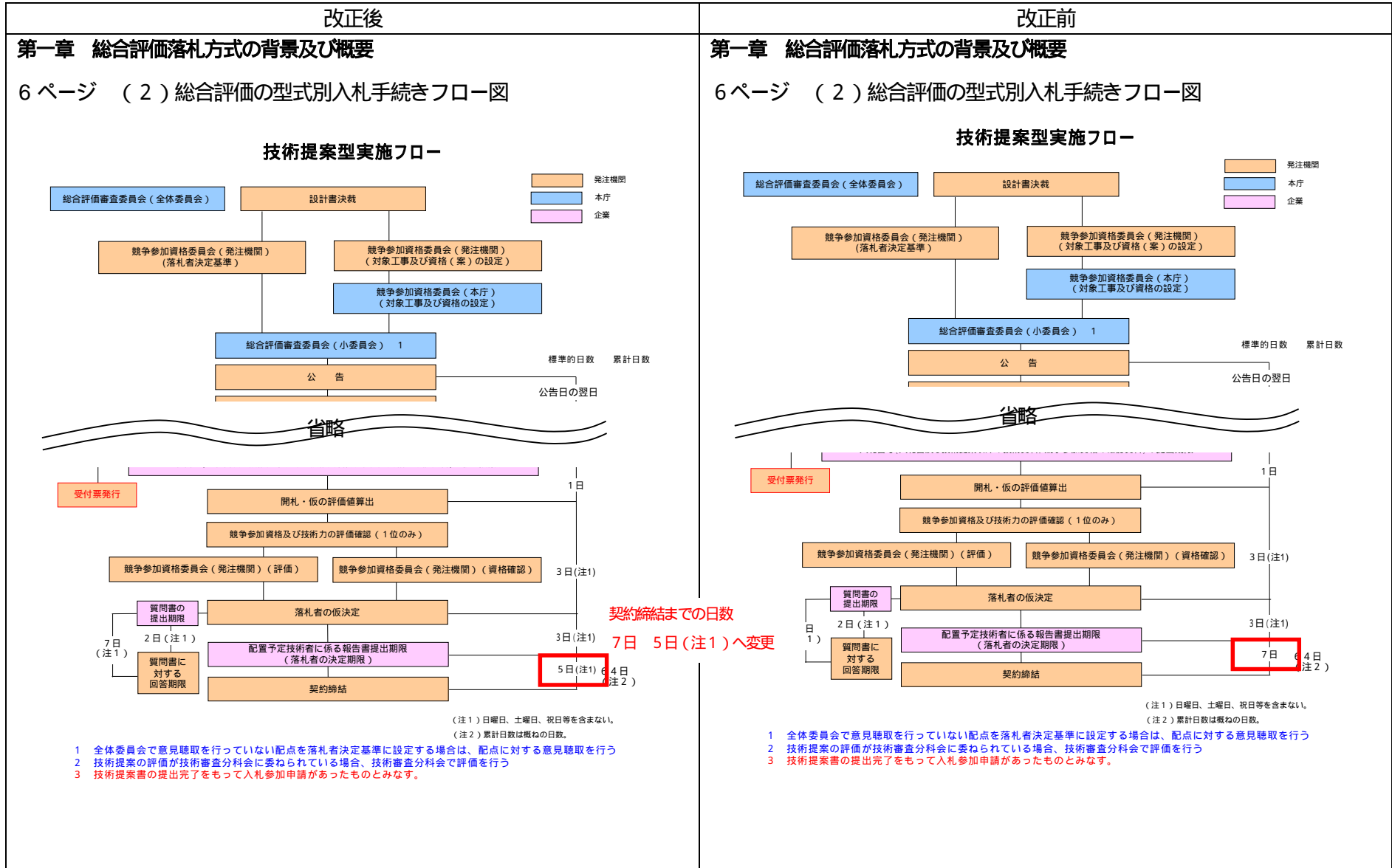
長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前																																																
<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>4ページ 1 - 6 総合評価落札方式の手続き</p> <p>(1) 入札手続きの概要</p> <p>省略 省略</p> <p style="color: red;">《技術提案型・施工計画型の例》</p> <p style="color: red;">手続書①：電子入札補助システムによる申請手続き</p> <table border="1"> <tr> <th>技術提案型</th> <th>施工計画型</th> <th>施工能力型</th> </tr> <tr> <td>提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)</td> <td>公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される</td> <td>施工計画書 (Excel)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>提出方法 電子入札システム</td> <td>電子入札補助システム</td> <td>電子入札補助システム</td> </tr> </table> <p style="color: red;">手続書②：入札書等の同時提出</p> <table border="1"> <tr> <th>入札書</th> <th>競争参加資格確認資料</th> <th>総合評価に関する技術資料</th> </tr> <tr> <td>提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> <td>公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> <td>公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> </tr> <tr> <td>提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される</td> <td>建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)</td> <td>総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料</td> </tr> <tr> <td>提出方法 電子入札システム</td> <td>電子入札補助システム</td> <td>電子入札補助システム</td> </tr> </table> <p style="color: red;">契約締結までの日数 7日 5日(注1)へ変更</p>	技術提案型	施工計画型	施工能力型	提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)	公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	—	提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される	施工計画書 (Excel)	—	提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム	入札書	競争参加資格確認資料	総合評価に関する技術資料	提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される	建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)	総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料	提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム	<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>4ページ 1 - 6 総合評価落札方式の手続き</p> <p>(1) 入札手続きの概要</p> <p>省略 省略</p> <p style="color: red;">《技術提案型・施工計画型の例》</p> <p style="color: red;">手続書①：電子入札補助システムによる申請手続き</p> <table border="1"> <tr> <th>技術提案型</th> <th>施工計画型</th> <th>施工能力型</th> </tr> <tr> <td>提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)</td> <td>公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される</td> <td>施工計画書 (Excel)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>提出方法 電子入札システム</td> <td>電子入札補助システム</td> <td>電子入札補助システム</td> </tr> </table> <p style="color: red;">手続書②：入札書等の同時提出</p> <table border="1"> <tr> <th>入札書</th> <th>競争参加資格確認資料</th> <th>総合評価に関する技術資料</th> </tr> <tr> <td>提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> <td>公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> <td>公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出</td> </tr> <tr> <td>提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される</td> <td>建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)</td> <td>総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料</td> </tr> <tr> <td>提出方法 電子入札システム</td> <td>電子入札補助システム</td> <td>電子入札補助システム</td> </tr> </table> <p style="color: red;">契約締結までの日数 7日</p>	技術提案型	施工計画型	施工能力型	提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)	公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	—	提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される	施工計画書 (Excel)	—	提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム	入札書	競争参加資格確認資料	総合評価に関する技術資料	提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される	建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)	総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料	提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム
技術提案型	施工計画型	施工能力型																																															
提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)	公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	—																																															
提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される	施工計画書 (Excel)	—																																															
提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム																																															
入札書	競争参加資格確認資料	総合評価に関する技術資料																																															
提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出																																															
提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される	建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)	総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料																																															
提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム																																															
技術提案型	施工計画型	施工能力型																																															
提出期間 公告日の翌日から起算して1日以内(休日を除く)	公告日の翌日から起算して7日以内(休日を除く)	—																																															
提出資料 技術提案書 (Excel) 補足説明資料 (PDF) 電子入札補助システムより受付済の自動で発行される	施工計画書 (Excel)	—																																															
提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム																																															
入札書	競争参加資格確認資料	総合評価に関する技術資料																																															
提出期間 公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出	公告に定める入札書の受付日から締切日の間で、入札書と同時に提出																																															
提出資料 入札書、技術資料 (技術提案・施工計画以外)、競争参加資格確認資料の提出後、電子入札補助システムより受付済が自動で発行される	建設業許可の写し (PDF) 関連工事の施工実績表 (PDF) 配置予定技術者の資格及び工事経験表 (PDF) その他関係資料 (PDF)	総合評価に関する技術資料 技術者及び企業の施工能力 技術者及び企業の職歴 配置予定技術者の資格及び工事経験表 その他、公告で定める関係資料																																															
提出方法 電子入札システム	電子入札補助システム	電子入札補助システム																																															

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）



長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）



長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前
<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>7ページ （2）総合評価の型式別入札手続きフロー図</p> <p style="text-align: center;">施工計画型実施フロー</p> <p style="text-align: right;">標準的日数 累計日数 公告日の翌日</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: right;">標準的日数 累計日数 公告日の翌日</p> <p style="text-align: right;">1日 3日(注1) 3日(注1) 2日(注1) 7日(注1) 5日(注1) 4日(注2)</p> <p style="text-align: center;">契約締結までの日数 7日 5日(注1)へ変更</p> <p>(注1) 日曜日、土曜日、祝日等含まない。 (注2) 累計日数は概ねの日数。</p> <p>1 全体委員会で施工計画の意見聴取を行う。 2 全体委員会で施工計画の意見聴取を行っていない場合に開催 3 施工計画書の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。</p>	<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>7ページ （2）総合評価の型式別入札手続きフロー図</p> <p style="text-align: center;">施工計画型実施フロー</p> <p style="text-align: right;">標準的日数 累計日数 公告日の翌日</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: right;">標準的日数 累計日数 公告日の翌日</p> <p style="text-align: right;">1日 3日(注1) 3日(注1) 2日(注1) 7日(注1) 7日(注1) 4日(注2)</p> <p>(注1) 日曜日、土曜日、祝日等含まない。 (注2) 累計日数は概ねの日数。</p> <p>1 全体委員会で施工計画の意見聴取を行う。 2 全体委員会で施工計画の意見聴取を行っていない場合に開催 3 施工計画書の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。</p>

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前
<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>8ページ （2）総合評価の型式別入札手続きフロー図</p> <p style="text-align: center;">施工能力型実施フロー</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">契約締結までの日数 7日 5日(注1)へ変更</p> <p>(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。 (注2) 累計日数は概ねの日数。</p> <p>1 全体委員会の開催前に公告する場合又は全体委員会で意見聴取を行っていない拠点等で公告する場合に開催 2 競争参加資格の確認資料の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。</p>	<p>第一章 総合評価落札方式の背景及び概要</p> <p>8ページ （2）総合評価の型式別入札手続きフロー図</p> <p style="text-align: center;">施工能力型実施フロー</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;">契約締結までの日数 7日 5日(注1)へ変更</p> <p>(注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。 (注2) 累計日数は概ねの日数。</p> <p>1 全体委員会の開催前に公告する場合又は全体委員会で意見聴取を行っていない拠点等で公告する場合に開催 2 競争参加資格の確認資料の提出完了をもって入札参加申請があったものとみなす。</p>

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前																																																																																								
<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 9 ページ （2 - 1）落札仮決定者の決定方法 くじの方法について 電子入札対象工事については、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札仮決定者を決定する。 くじ対象者について初回時の設計図書ダウンロード日時により順位を付ける。 次の計算式により「余り」を求める。 $\text{くじ対象者のくじ番号の合計} / \text{くじ対象者数} = \text{〇〇余り}$ 余りに“1”を足した数が、の提出順位と同じであるくじ対象者が落札仮決定者となる。</p> <p>（くじ結果表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A社</th> <th>B社</th> <th>C社</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札額</td> <td>100,000,000</td> <td>100,000,000</td> <td>100,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算点</td> <td>9.55</td> <td>9.55</td> <td>9.55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>109.550</td> <td>109.550</td> <td>109.550</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初回時の設計図書ダウンロード日時</td> <td>8/9</td> <td>8/9</td> <td>8/9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>15:01</td> <td>15:35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くじ番号</td> <td>552</td> <td>63</td> <td>968</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入札書提出順位</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落札者</td> <td>落札者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> $\begin{array}{r} 552 \quad +63 \quad +968 \\ \hline 1583 \\ \hline 3 \\ \hline = 527 \quad \text{余り} \quad 2 \end{array}$ <p>余り + 1 = 2 + 1 = 3</p> <p>仮決定者は初回時の設計図書ダウンロード順が3位の企業とする。</p>		A社	B社	C社		入札額	100,000,000	100,000,000	100,000,000		加算点	9.55	9.55	9.55		評価値	109.550	109.550	109.550		初回時の設計図書ダウンロード日時	8/9	8/9	8/9		16:00	15:01	15:35		くじ番号	552	63	968		入札書提出順位	3	1	2		落札者	落札者				<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 9 ページ （2 - 1）落札仮決定者の決定方法 くじの方法について 電子入札対象工事については、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札仮決定者を決定する。 くじ対象者について入札書の提出日時により順位を付ける。 次の計算式により「余り」を求める。 $\text{くじ対象者のくじ番号の合計} / \text{くじ対象者数} = \text{〇〇余り}$ 余りに“1”を足した数が、の提出順位と同じであるくじ対象者が落札仮決定者となる。</p> <p>（くじ結果表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A社</th> <th>B社</th> <th>C社</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札額</td> <td>100,000,000</td> <td>100,000,000</td> <td>100,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算点</td> <td>9.55</td> <td>9.55</td> <td>9.55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>109.550</td> <td>109.550</td> <td>109.550</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入札書提出日時</td> <td>8/9</td> <td>8/9</td> <td>8/9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>15:01</td> <td>15:35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くじ番号</td> <td>552</td> <td>63</td> <td>968</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入札書提出順位</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落札者</td> <td>落札者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> $\begin{array}{r} 552 \quad +63 \quad +968 \\ \hline 1583 \\ \hline 3 \\ \hline = 527 \quad \text{余り} \quad 2 \end{array}$ <p>余り + 1 = 2 + 1 = 3</p> <p>仮決定者は入札書提出順位が3位の企業とする。</p>		A社	B社	C社		入札額	100,000,000	100,000,000	100,000,000		加算点	9.55	9.55	9.55		評価値	109.550	109.550	109.550		入札書提出日時	8/9	8/9	8/9		16:00	15:01	15:35		くじ番号	552	63	968		入札書提出順位	3	1	2		落札者	落札者			
	A社	B社	C社																																																																																						
入札額	100,000,000	100,000,000	100,000,000																																																																																						
加算点	9.55	9.55	9.55																																																																																						
評価値	109.550	109.550	109.550																																																																																						
初回時の設計図書ダウンロード日時	8/9	8/9	8/9																																																																																						
	16:00	15:01	15:35																																																																																						
くじ番号	552	63	968																																																																																						
入札書提出順位	3	1	2																																																																																						
落札者	落札者																																																																																								
	A社	B社	C社																																																																																						
入札額	100,000,000	100,000,000	100,000,000																																																																																						
加算点	9.55	9.55	9.55																																																																																						
評価値	109.550	109.550	109.550																																																																																						
入札書提出日時	8/9	8/9	8/9																																																																																						
	16:00	15:01	15:35																																																																																						
くじ番号	552	63	968																																																																																						
入札書提出順位	3	1	2																																																																																						
落札者	落札者																																																																																								

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

正	誤
<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 15 ページ 2 - 6 評価項目の評価内容について</p> <p>(1) 技術提案の評価 ・企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が工事内容、現場条件等を勘案して良（加点）・普通（加点無し）・不採用（×）の3段階で評価する。</p> <p style="text-align: center;">~省略~</p> <p>・技術提案の作成は以下に留意すること。 ~ 省略 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ずひとつ以上記載し、合計4提案以上提案すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。 ~ <参考> 省略</p>	<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 15 ページ 2 - 6 評価項目の評価内容について</p> <p>(1) 技術提案の評価 ・企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が工事内容、現場条件等を勘案して良（加点）・普通（加点無し）・不採用（×）の3段階で評価する。</p> <p style="text-align: center;">~省略~</p> <p>・技術提案の作成は以下に留意すること。 ~ 省略 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ずひとつ以上記載すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。 ~ <参考> 省略</p>

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前																																																
<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 22 ページ（4 - 2）工事成績評定</p> <p>公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間（令和3年（2021年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）又は5年間（平成30年（2018年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）の当該工事と同一工事業種の工事成績評定の平均点（県発注工事は小数第1位切り捨て、九地整発注は小数第2位切り捨て）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○《2年間の平均点で評価する工事の種類》 <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 ・とび・土工・コンクリート工事 ・舗装工事 ○《5年間の平均点で評価する工事の種類》 <ul style="list-style-type: none"> ・上記2年間の平均点で評価する工事以外の工事 <p>～省略～</p> <p>【評価の基準：国土交通省の実績を評価する場合の評価】 施工能力1型の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">P C 上部工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (80.4) 点以上</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td>78 (78.4) 点以上80 (80.4) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> </tr> <tr> <td>76 (76.3) 点以上78 (78.4) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> </tr> <tr> <td>74 (74.3) 点以上76 (76.3) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> <tr> <td>74 (74.3) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">鋼橋上部工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (77.4) 点以上</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td>78 (75.4) 点以上80 (77.4) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> </tr> <tr> <td>76 (73.5) 点以上78 (75.4) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> </tr> <tr> <td>74 (71.6) 点以上76 (73.5) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> <tr> <td>74 (71.6) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	P C 上部工事		80 (80.4) 点以上	0.9	78 (78.4) 点以上80 (80.4) 点未満	0.68	76 (76.3) 点以上78 (78.4) 点未満	0.45	74 (74.3) 点以上76 (76.3) 点未満	0.23	74 (74.3) 点未満	0	鋼橋上部工事		80 (77.4) 点以上	0.9	78 (75.4) 点以上80 (77.4) 点未満	0.68	76 (73.5) 点以上78 (75.4) 点未満	0.45	74 (71.6) 点以上76 (73.5) 点未満	0.23	74 (71.6) 点未満	0	<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 22 ページ（4 - 2）工事成績評定</p> <p>公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間（令和3年（2021年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）又は5年間（平成30年（2018年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日まで）の当該工事と同一工事業種の工事成績評定の平均点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○《2年間の平均点で評価する工事の種類》 <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 ・とび・土工・コンクリート工事 ・舗装工事 ○《5年間の平均点で評価する工事の種類》 <ul style="list-style-type: none"> ・上記2年間の平均点で評価する工事以外の工事 <p>～省略～</p> <p>【評価の基準：国土交通省の実績を評価する場合の評価】 施工能力1型の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">P C 上部工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (80) 点以上</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td>78 (78) 点以上80 (80) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> </tr> <tr> <td>76 (76) 点以上78 (78) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> </tr> <tr> <td>74 (74) 点以上76 (76) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> <tr> <td>74 (74) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">鋼橋上部工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80 (77) 点以上</td> <td style="text-align: center;">0.9</td> </tr> <tr> <td>78 (75) 点以上80 (77) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> </tr> <tr> <td>76 (73) 点以上78 (75) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.45</td> </tr> <tr> <td>74 (71) 点以上76 (73) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> <tr> <td>74 (71) 点未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	P C 上部工事		80 (80) 点以上	0.9	78 (78) 点以上80 (80) 点未満	0.68	76 (76) 点以上78 (78) 点未満	0.45	74 (74) 点以上76 (76) 点未満	0.23	74 (74) 点未満	0	鋼橋上部工事		80 (77) 点以上	0.9	78 (75) 点以上80 (77) 点未満	0.68	76 (73) 点以上78 (75) 点未満	0.45	74 (71) 点以上76 (73) 点未満	0.23	74 (71) 点未満	0
P C 上部工事																																																	
80 (80.4) 点以上	0.9																																																
78 (78.4) 点以上80 (80.4) 点未満	0.68																																																
76 (76.3) 点以上78 (78.4) 点未満	0.45																																																
74 (74.3) 点以上76 (76.3) 点未満	0.23																																																
74 (74.3) 点未満	0																																																
鋼橋上部工事																																																	
80 (77.4) 点以上	0.9																																																
78 (75.4) 点以上80 (77.4) 点未満	0.68																																																
76 (73.5) 点以上78 (75.4) 点未満	0.45																																																
74 (71.6) 点以上76 (73.5) 点未満	0.23																																																
74 (71.6) 点未満	0																																																
P C 上部工事																																																	
80 (80) 点以上	0.9																																																
78 (78) 点以上80 (80) 点未満	0.68																																																
76 (76) 点以上78 (78) 点未満	0.45																																																
74 (74) 点以上76 (76) 点未満	0.23																																																
74 (74) 点未満	0																																																
鋼橋上部工事																																																	
80 (77) 点以上	0.9																																																
78 (75) 点以上80 (77) 点未満	0.68																																																
76 (73) 点以上78 (75) 点未満	0.45																																																
74 (71) 点以上76 (73) 点未満	0.23																																																
74 (71) 点未満	0																																																

長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和6年度適用） 新旧対照表（令和6年9月9日）

改正後	改正前
<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 39 ページ（4 - 18）従業員数</p> <p>長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度（令和6年度（2024年度））の主観点審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した県内企業の建設業従事職員数を評価する。</p> <p>ただし、県内に主たる営業所を有する大臣許可事業者においては、公告の属する年度の前年度に、建設業法第11条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札公告に示す評価内容に沿って県内企業の建設業従事職員数を評価する。 <u>主観点審査事項の建設業従事職員数を県に提出していない場合、建設業法第11条の規定に基づく最新の変更届出書及び様式4号使用人数で評価する。</u> <p>【評価基準】</p> <p>～省略～</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前審査制度を活用する場合は、結果通知書の写し 事前審査制度を活用しない場合で、県に主観点審査事項の建設業従事職員数を届け出していない場合は、最新の変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式4号使用人数の写しを添付すること。 	<p>第二章 落札者の決定方法及び総合評価の方法 39 ページ（4 - 18）従業員数</p> <p>長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度（令和6年度（2024年度））の主観点審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した建設業従事職員数を評価する。</p> <p>ただし、県内に主たる営業所を有する大臣許可事業者においては、公告の属する年度の前年度に、建設業法第11条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札公告に示す評価内容に沿って建設業従事職員数を評価する。 <u>長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で確認した従業員数で評価するため、資料等の提出の必要はない。</u> <p>【評価基準】</p> <p>～省略～</p> <p><u>（追加）</u></p>